**平成２７年（フ）第１３５号**
大阪府泉南市信達大苗代62泉南一丘団地第38号棟第301号室、住民票上の住所大阪府泉南市信達市場116番地の108、住民票上の前住所奈良県橿原市葛本町447番地
債務者　望月　好邦（旧姓井村）
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第１８８号**
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―728号
債務者　浦田　孝広
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第１８９号**
大阪府貝塚市澤518番地メゾンピスタ101号
債務者　北川　裕也
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第２０３号**
大阪府岸和田市三田町1063番地の１フェニックス三田102号、前住所大阪府岸和田市八阪町２丁目15番11―201号
債務者　指　　久子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第２０８号**
大阪府泉佐野市鶴原１丁目３番１―102号
債務者　野田　和美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第２１５号**
大阪府泉大津市東雲町11番６―603号
債務者　樫本久美子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第２３７号**
大阪府和泉市肥子町１丁目３番12―306号、前住所大阪府和泉市観音寺町534番地の１―307
債務者　**徳**川鉄こと　李　　夢鉄
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第２３８号**
大阪府和泉市肥子町１丁目３番12―306号、前住所大阪府和泉市観音寺町534番地の１―307
債務者　徳川富子こと　王　　富子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第２４２号**
大阪府泉佐野市春日町２番30号陽だまり、前住所大阪府堺市堺区櫛屋町東２丁２番26号山洋天神ハイツ303号
債務者　勝山　晶文
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第２４９号**
大阪府岸和田市天神山町１丁目５番16―106号
債務者　山下　松男
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第２１０号**
札幌市清田区北野３条１丁目11番36号　ルピナス北野103号
債務者　飯島喜代子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第３５２号**
札幌市白石区川下１条７丁目１番８―202号
債務者　島影　守年
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第３５３号**
札幌市白石区川下１条７丁目１番８―202号
債務者　島影　美加
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第５０７号**
札幌市手稲区手稲本町３条３丁目６番11―101号　和賀明日香方、住民票上の住所北海道小樽市桂岡町16番10号　第５エシート２階Ｇ号室
債務者　中田　好信
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第５８２号**
札幌市北区新琴似５条13丁目６番８号　プティバロン206号
債務者　安達　千秋（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第６６０号**
札幌市東区北21条東10丁目１番11号　クルーズハウス明園公園203号
債務者　中井　尚志
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第６７８号**
札幌市東区北41条東５丁目２番29号　アライアンスシティ102号
債務者　佐藤勝登志
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで　札幌地方裁判所民事第４部